

令和6年6月21日
国土交通省
九州地方整備局
鹿児島国道事務所

記者発表資料
(第12報)

国道10号^{りゅうがみず}竜ヶ水地区の通行止め解除について

令和6年6月21日 9時15分

令和6年6月20日18時30分より、全面通行止めを実施して
ました国道10号^{りゅうがみず}鹿児島市竜ヶ水地区において、走行の安全が確認さ
れたため、本日（6月21日）9時45分をもって通行止めを解除し
ます。

1. 通行止め解除区間

【国道10号】 ^{かごしまけん あいらししげとみ}鹿児島県始良市重富から ^{かごしまけん かごしましよしのちょういそ}鹿児島県鹿児島市吉野町磯
までの間（延長11.3km）

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

技術副所長 ^{さかもと}坂元 ^{とよひさ}豊久

品質確保課長 ^{おぼた}小畑 ^{じゅんいちろう}淳一郎

TEL：099-216-3111（代表）